

# 福島県立図書館アクションプラン（第2次） 〔平成25年度～29年度〕



福島県立図書館

平成25年3月

## 〈目 次〉

◆はじめに	1
◆基本理念	2
◆4つの方針と9つの行動	2
◆事業概要（行動すべきこと）	
I 東日本大震災等により失われた読書環境、学習環境を取り戻します。	3
II 県民一人ひとりのお役に立てるよう図書館環境を整えます。	4
III 福島県の子どもたちの読書活動を推進します。	7
IV 「図書館の図書館」として、図書館の振興を図ります。	8
◆指標	10

## ◆はじめに

福島県立図書館では、平成17年10月、『福島県立図書館「学びの環境づくり」』を定め、図書館のあるべき姿を示しました。また、その実現のため、重点的に取り組むべき施策として、平成20年3月、5本の柱を中心に『「県民を支える図書館」アクションプラン』（実行期間：平成20年度から平成24年度）を策定しました。

実行期間として定めたこの5か年の間には、高等教育機関とのネットワーク体制の構築や、個人宅配サービスの開始、県内図書館間における新たな資料搬送システムの試行など、情報提供環境の整備をはじめ、各種講座の開催や特別支援学校支援事業など、幅広い県民層へのサービスを実施してきました。また、毎年行う事業評価の中で、課題の洗い出しやプランの修正を行い、「県立図書館としてのあるべき姿」を目指し、それに見合った活動体制基盤の構築に努めてまいりました。

これらの取り組みが最終年度を迎え、また、県民を取り巻く読書環境がますます多様化、高度化する中、時代の進展に伴う新たな社会の要請に対応するため、当館の今後の行動計画として、「福島県立図書館アクションプラン（第2次）」を策定しました。

新プランでは、図書館の諸活動を通じて、東日本大震災等の発生により失われた読書環境、学習環境を取り戻すことを第一の項目として掲げ、次に、県民及び児童の読書・学習環境の支援、図書館関係機関との連携とその環境整備の観点から、サービス内容の充実を図ることを使命として策定しました。

これらの活動は、「全ての県民の皆様に、より良い図書環境を提供します」との理念のもと、「4つの方針」と「9つの行動」としてとりまとめ、その実現に向け積極的に取り組んでまいります。

実行期間については、現行のプランと同様に、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。

また、当館の取り組みの成果を示すものとして、新たに指標を設定し、取り組みの進行管理を行うとともに、毎年度取り組みの評価を行い、その結果を公表することとしております。

## ◆基本理念

「全ての県民の皆様に、より良い図書館環境を提供します。」

## ◆4つの方針と9つの行動

I 東日本大震災等により失われた読書環境、学習環境を取り戻します。

- 1 東日本大震災等の記録をのこします。
- 2 支援体制の基盤を整備します。
- 3 読書環境・学習環境の整備を通じて「ふるさと再生」を支援します。

II 県民一人ひとりのお役に立てるよう図書館環境を整えます。

- 1 県民が必要とする情報を提供します。
- 2 県民が利用しやすい環境を整備します。
- 3 県民と共に歩む図書館を目指します。

III 福島県の子どもたちの読書活動を推進します。

- 1 『福島県子ども読書活動推進計画（第2次）』に基づき、県立図書館の役割を果たします。

IV 「図書館の図書館」として、図書館の振興を図ります。

- 1 図書館・公民館の活動を支援します。
- 2 高等教育機関、文化施設等関係機関との連携を図ります。

## ◆事業概要（行動すべきこと）

### I 東日本大震災等により失われた読書環境、学習環境を取り戻します。

#### 1 東日本大震災等の記録をのこします。

事業概要	(説明)	事業詳細
①「東日本大震災福島県復興ライブラリー」の充実	→東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に関する資料を収集・保存・提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災、原発事故及び復興関連資料の継続的な収集、整理、保存を図る。</li> <li>・関連資料の寄贈の呼びかけを積極的に行い、網羅的な収集に努める。</li> <li>・「東日本大震災福島県復興ライブラリー」の積極的な提供と活用を図る。</li> <li>・県立図書館としての支援の記録を作成し公開する。</li> </ul>
②関係機関との協力体制	→他の図書館、研究機関及び大学等と連携し震災に関する資料の収集・保存・提供に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立国会図書館、福島県の「東日本大震災記録保存活用事業」<sup>(※1)</sup>、県内の図書館等と連携し、資料の収集・保存・提供と活用を図る。</li> </ul>

#### 2 支援体制の基盤を整備します。

事業概要	(説明)	事業詳細
①避難自治体及び避難者受入自治体との連携	→それぞれの自治体が必要とする支援体制を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難自治体及び避難者受入自治体との連絡を密にし、読書環境等に関する支援ニーズの把握に努める。</li> </ul>
②支援団体とのネットワークづくり	→支援コーディネーターとしての役割を果たします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館関係機関や支援団体等への窓口となり、寄せられる支援情報について整理し、被災した自治体に対して的確な情報提供に努める。</li> </ul>

※1 「東日本大震災記録保存活用事業」：東日本大震災の体験、記憶、記録、教訓等を後世に伝え残すために、福島県が震災等を記録した映像、資料、証言等を収集し、次世代に継承していく事業。

#### 3 読書環境・学習環境の整備を通じて「ふるさと再生」を支援します。

事業概要	(説明)	事業詳細
①避難自治体への支援	→自治体の避難により、図書施設を持たない環境の住民の読書環境・学習環境充実のため支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅及び仮設校に対して、支援を受けた資料の中から希望するものを揃え提供する。</li> <li>・仮設住宅及び仮設校に対し、移動図書館の巡回により資料の貸出を行う。</li> <li>・避難先において、仮設図書館、移動図書館等の業務を行う自治体に対して支援貸出を行う。</li> <li>・図書館、公民館の帰還再開に向けて、各自治体の要望に応じた支援が行えるよう努める。</li> <li>・避難している県民に対して、「ふるさとに関する情報」の提供を行う。</li> </ul>

②避難者受入自治体への支援	→利用者増により拡大した資料要求を補うための支援を行います。	・相互貸借・支援貸出等により、それぞれの自治体に応じた支援を行う。
③被災した図書館・公民館図書室等への支援	→震災等により被災した県内図書館等への支援を行います。	・被災により生じた汚破損資料の補完及び貸出等について、個々の状況に応じた支援を行う。 ・被災した郷土資料等の保存・デジタル化等について、県内の図書館等に対して助言を行う。

## Ⅱ 県民一人ひとりのお役に立てるよう図書館環境を整えます。

### 1 県民が必要とする情報を提供します。

事業概要	(説明)	事業詳細
①県立図書館としての蔵書の構築	→県立図書館としての役割を踏まえ、資料を収集し、体系的な整理・保存を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県及び県の関係機関、団体の発行する資料の収集はもとより、県内外で発行される福島県関連資料の収集・整理・保存に努める。</li> <li>・県民が、生活に必要な情報を入手し、生涯を通じた学習を行い、文化的な生活をおくるために必要な資料を提供するため、参考資料(事典、白書、統計、図鑑等)の充実に努める。</li> <li>・市町村立図書館の活動を支援する図書館として、相互貸借を通して市町村立図書館の利用者からのニーズに対応できる蔵書構築を行う。</li> <li>・長期的な資料保存の重要性を考慮し、貴重資料・新聞等のデジタル化を計画的に進める。</li> <li>・蔵書統計・利用統計を活用し、資料の収集に役立てる。</li> </ul>
②課題解決のための支援の充実	→調査相談機能(レファレンス)の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査相談カウンターの特性を活かし、利用者に対して効率的な情報及び資料提供を図る。</li> <li>・相談事例のデータベース作成・公開に努める。</li> <li>・調査相談の統計を活用し、利用者のニーズを分析することで、的確な情報提供に努める。</li> <li>・オンラインデータベース(「日経テレコン21」等)の活用を図るため、各種案内、利用説明講座等を実施する。</li> </ul>
	→生活情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援に関する資料及び情報を提供する。</li> <li>・医療・健康に関する資料及び情報を提供する。</li> <li>・高齢社会に対応する資料及び情報を提供する。</li> <li>・就業を支援する情報、ビジネスに役立つ情報を提供する。</li> </ul>
	→インターネットを活用した調査の利便性向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査に役立つ、リンク集等Webコンテンツを充実させる。</li> <li>・福島県に関する資料(地域資料)の目次・索引などを計画的にデータベース化し、インターネットで公開する。</li> </ul>
	→行政情報を提供します	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政資料を収集・保存し、県民にわかりやすいように整理し、提供する。</li> <li>・自治体職員の求めに応じた調査、資料・情報の提供を行う。</li> <li>・広報紙の配布等により、自治体職員に対し県立図書館の機能を周知する。</li> </ul>

③人と資料を結び情報の発信	→パスファインダー <sup>(※2)</sup> (本の森への道しるべ)を充実させます。	・社会的関心が高いテーマについて新規のパスファインダーを作成し、計画的に内容を更新していく。
	→各種情報誌を定期的に発行します。	・県民が知りたいと思う情報の要求に対応できる資料や情報を紹介するため、「福島県郷土資料情報」等を定期的に発行する。
	→資料の展示を実施します。	・館内で企画展示、時事展示、ミニ展示等を実施する。 ・県内図書館や文化関連機関等の関係機関と連携し、館外での移動展示会を実施する。
	→講座・講演会等を開催します。	・生活情報や生涯学習意欲を喚起するテーマの講座を、関係機関とも連携し開催する。併せて関連資料の展示やリストの作成を行う。
④職員の専門性の向上	→職員の専門性の向上に努めます。	・的確な情報の把握と検索能力向上のため、積極的な研修への参加に努める。 ・職員一人ひとりが自己研さんに取り組む職場環境の醸成に努める。

※2 パスファインダー (pathfinder) : 特定のテーマについて参考となる文献や情報の探し方をまとめた資料のこと。(path = 小道 finder = 発見者)

## 2 県民が利用しやすい環境を整備します。

事業概要	(説明)	事業詳細
①図書館利用の促進	→広報活動の活性化を図ります。	・迅速かつ有効な広報に努める。 ・広報手段として、見やすく使いやすいホームページの作成に努める。 ・メールマガジン等を用いた、迅速な広報に努める。
	→図書館利用講座の充実に努めます。	・利用者向けに図書館活用方法を周知するための講座を実施する。 例：「蔵書検索使い方講座」、「調べ物講座」、「インターネット利用講座」等
	→ネットワーク環境を整備します。	・「福島県図書館情報ネットワーク」 <sup>(※3)</sup> の環境整備に努め、時代に適応したインターネット環境を整える。 ・公衆無線LAN、Wi-Fi <sup>(※4)</sup> 等、次世代の図書館利用に必要なと思われるネットワーク環境の整備について検討する。
②図書館内の環境整備	→すべての人が利用しやすい環境を整備します。	・ユニバーサルデザインの考え方に基づいた、わかりやすいサイン・マップ等の整備に努める。 ・図書館利用に障がいのある人でも利用しやすい環境と体制を整える。
③図書館利用手段の拡大	→来館以外による図書館利用手段を充実させます。	・県内全域及び県外避難者への宅配サービスの普及に努める。 ・県内全域及び県外避難者への郵送等による利用者登録、パスワード登録の普及に努める。 ・インターネットによる予約の周知に努める。 ・遠隔地返却 <sup>(※5)</sup> の周知に努める。 ・「受取館指定」 <sup>(※6)</sup> サービスの導入を検討する。

④新たな課題への対応	→現状を分析し、新たな課題へ対応します。	・社会情勢の変化や、「電子書籍」等に見られる情報技術の革新による新たな課題への対応を検討する。
------------	----------------------	---

※3 「福島県図書館情報ネットワーク」：県内の図書館・公民館図書室・学校図書館等の参加により、県立図書館のホームページ等を經由して県立図書館の資料に貸出申込みを行ったり、相互に情報交換を行うネットワーク

※4 公衆無線LAN、Wi-Fi：パソコンやスマートフォン等を活用して、駅や飲食店などの場所から無線LANによるインターネット接続環境を提供するサービス。

※5 遠隔地返却：遠隔地の利用者が県立図書館で借りた資料や直接宅配で借りた資料を、地元の図書館等で返却することができるサービス。

※6 「受取館指定」：遠隔地の利用者が県立図書館の資料に直接予約を行い、地元の図書館等を窓口として資料を受け取ることができるサービス。直接宅配と違い利用者が送料を負担する必要がない。

### 3 県民と共に歩む図書館を目指します。

事業概要	(説明)	事業詳細
①県民意見の反映	→図書館協議会を開催し、県民の声を反映した図書館活動の展開を目指します。	・有識者等を委員とする図書館協議会を開催し、県民の意見を反映した図書館活動の展開を目指す。
	→県民の声を広く集約し、図書館活動へ活かします。	・ホームページ等により、県立図書館への意見を随時受け付ける。 ・アクションプランの取り組み状況について、分析と評価を行い公表する。
	→県内図書館等のニーズを把握し、図書館活動に活かします。	・福島県公共図書館協会の活動を通じて、市町村立図書館等のニーズを把握する。
②県民の文化振興への寄与	→読書活動推進団体及び文化振興に関わる団体等と連携し、県民の文化活動を支援します。	・各種事業への共催、後援、職員派遣等を行う。 ・県民の文化活動を支援するため、研修室を提供する。
	→県民の生涯学習の場を提供します。	・成果発表の場として展示スペースを提供する。(ロビー展示) ・ボランティア活動を通じた県民協働の図書館づくりを目指す。
	→講座・講演会等を開催します。(再掲)	・生活情報や生涯学習意欲を喚起するテーマの講座を、関係機関とも連携し開催する。併せて関連資料の展示やリストの作成を行う。(再掲)



### Ⅲ 福島県の子どもたちの読書活動を推進します。

#### 1 『福島県子ども読書活動推進計画（第2次）』（※7）に基づき、 県立図書館の役割を果たします。

事業概要	(説明)	事業詳細
①資料の収集・提供を通じた支援の実施	→県内における児童サービスの「モデル図書館」(※8)として、子どものための資料、子どもの読書活動に関する資料を収集・整理・保存し、提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こどものへや」の役割として、児童資料の収集を積極的に行い、提供する。</li> <li>・「児童図書研究室」の役割として、児童図書研究資料の充実を図り、提供する。</li> <li>・障がいのある子どもや、日本語が母国語ではない子どもが、本や図書館と親しめるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づく資料や多言語・多文化を考慮した資料を収集し、提供する。</li> <li>・市町村立図書館等からの要望に応えるため、児童資料及び子どもの読書活動に関する資料の貸出を行い、参考となる資料をまとめたセットや大型絵本などの貸出を行う。</li> </ul>
②子どもの読書活動を推進するための情報の提供	→県内における児童サービスの「モデル図書館」(※8)として、子どもの読書活動推進に役立つ情報を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「おはなしかい」や図書館見学等を実施し、子どもが読書に親しむ機会を提供する。</li> <li>・子どもからの調査相談に対し、興味・関心を伸ばせるよう積極的に対応する。</li> <li>・子どもの読書活動に関わる大人からの調査相談に対し、子どもたちの読書活動推進につながるよう積極的に対応する。</li> <li>・子どもの読書活動推進に役立つ二次資料(※9)の作成と発信を行う。</li> <li>・市町村立図書館及び子どもの読書活動を推進する関係者等への情報提供や助言、研修会への講師派遣などを行う。</li> </ul>
③学校図書館活動の支援	→学校図書館における学習活動及び読書活動を支援するため、資料の貸出、情報の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館へ相互貸借や支援貸出を行うと同時に「学校図書館活動支援セット」(※10)の充実と有効活用を図る。</li> <li>・学校図書館に関わる職員等に対し、学校図書館運営の支援、研修会への講師派遣などを行う。</li> <li>・学校教職員の研修等にあわせ、子どもの読書活動や図書館の役割について周知する機会を設ける。</li> <li>・特別支援学校への移動図書館による支援を行う。</li> <li>・市町村立学校については、地元教育委員会・図書館等と共に、地域ネットワークを活かした学校図書館活動を支援し、それぞれが連携し情報を共有できる体制を整える。</li> </ul>

※7 「福島県子ども読書活動推進計画（第2次）」：平成13年に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受け、福島県における読書活動の推進に必要な事項を定めるため、平成22年に策定。計画期間は平成26年度までの5年間。

※8 「モデル図書館」：県内の市町村立図書館等が子どもの読書活動を推進する際に実践に基づいた適切な助言・援助を行えるよう、県立図書館では「こどものへや」を設置している。また、児童図書の研究や子どもの読書活動に関する資料などを集め情報を提供する「児童図書研究室」も併せて設置している。

※9 二次資料：利用者が簡単に図書館資料を探すことができるよう、図書館が作成した資料。こどものへやでは「本の森への道しるべ」の他「LITTLE BIG」「児童図書研究室ニュース」等により情報の発信を行っている。

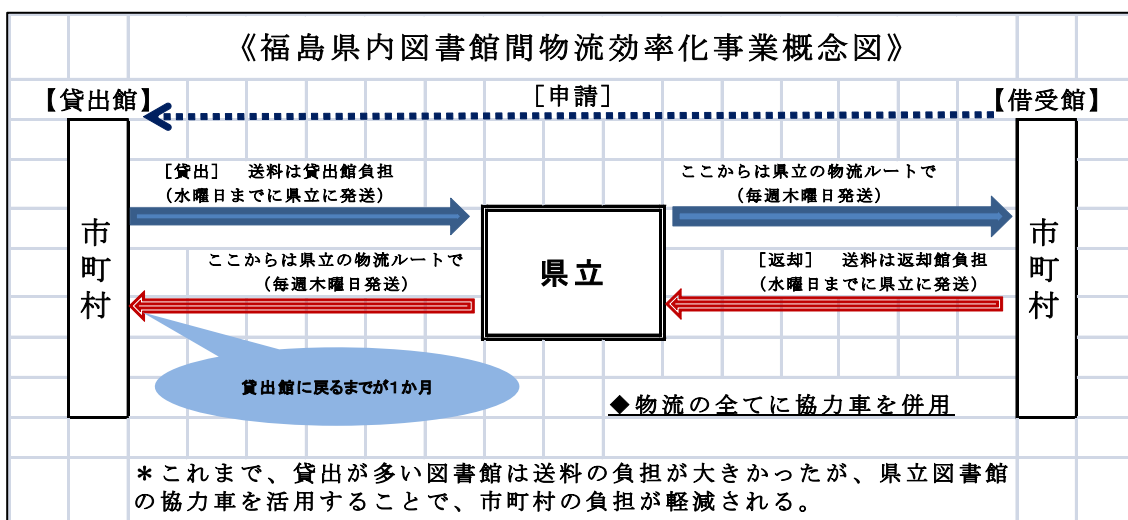
※10 「学校図書館活動支援セット」：「環境」「職業」「修学旅行の事前学習」等、学校の授業にあわせたテーマの図書のセットを用意し、利用に供している（114タイトル、259セット：平成22年4月から開始）

## Ⅳ 「図書館の図書館」として、図書館の振興を図ります。

### 1 図書館・公民館の活動を支援します。

事業概要	(説明)	事業詳細
① 市内の図書館・公民館図書室のネットワーク体制の強化	→ 県立図書館が中心となって、情報・物流の調整を行い、またネットワークの連携強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福島県図書館情報ネットワーク」(※3)の改善を図る。</li> <li>・「福島県内図書館間物流効率化事業」(※11)の整備と改善に努め、県立図書館を基幹とした、県内図書館関係機関による相互貸借等の利用推進を図る。</li> <li>・福島県公共図書館協会における「実務担当者会議」や「地区別連絡会」を充実させ、県内図書館員間の連携を強化する。</li> <li>・資料譲渡等により県内図書館間での資料の有効活用を図る。</li> </ul>
② 市内の図書館活動の支援	→ 市内の図書館・公民館図書室等の活動の活性化及び自立発展を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の図書館等からの未解決調査相談への支援に努める。</li> <li>・図書館及び図書館未設置自治体への資料・情報・運営・技術等の支援を行う。</li> <li>・図書館設置を目指す自治体への支援を行う。</li> </ul> 例：「移動図書館車」「支援貸出」「出張講座」等
③ 市内図書館等職員の養成支援	→ 市内図書館等職員の資質向上・技術習得のため、研修機会の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受講対象者の幅広いニーズに対応できるよう、研修テーマを精選しながら専門研修や初任者研修を開催するなど研修機会の充実を図る。</li> <li>・図書館員のスキルの向上に役立つ情報の提供を行う。</li> </ul>

※11 「福島県内図書館間物流効率化事業」：下記参照



## 2 高等教育機関、文化施設等関係機関との連携を図ります。

事業概要	(説明)	事業詳細
① 高等教育機関とのネットワーク体制の強化	→ 「ふくふくネット」 <sup>(※12)</sup> を含む県内大学図書館との連携を進め、情報の共有を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ふくふくネット」を活用した、物流の活発化を図る。</li> <li>・ 「ふくふくネット」を活用した、図書館職員の相互研修の充実を図る。</li> <li>・ 福島県内大学図書館連絡協議会等のネットワークを駆使し、他館種の職員との情報交換や、物流体系の円滑化等の強化と拡大を目指す。</li> </ul>
② 関係機関との連携	→ 互いの特性を活かした、事業の創出を目指します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内文化施設との連携事業を継続的に実施する。</li> <li>・ 他機関との連携による事業の創出を図る。</li> </ul>
③ 図書館関係機関との連携	→ 全国的ネットワークの地域拠点機能を果たします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県内外の図書館関係団体との連絡調整を図り、地域図書館の拠点として情報の共有と提供を行う。</li> <li>・ 国立国会図書館等の総合目録及びレファレンスデータベースへのデータ提供を継続的に行う。</li> </ul>

※12 「ふくふくネット」：福島大学附属図書館、福島県立医科大学附属学術情報センター（図書館）と当館の3館で連携し、資料の相互貸借や職員の相互研修を行う協力体制。

◆指標

指標名	現況値	目標値（平成29年度）	備考
年間貸出総冊数	平成22年度 239,619冊 平成23年度 104,646冊	増加を目指します。	『第6次福島県総合教育計画（改訂版）』（平成25年3月）掲載指標
（うち、学校図書館への貸出冊数）	平成22年度 4,394冊 平成23年度 2,954冊	6,000冊以上	『福島県子ども読書活動推進計画（第2次）』（平成22年3月）掲載指標
年間受入総冊数	平成22年度 13,716冊 平成23年度 23,991冊	増加を目指します。	
年間調査相談件数	平成22年度 12,591件 平成23年度 4,231件	増加を目指します。	
情報発信件数	◎講座・展示会等 平成22年度 61回 平成23年度 19回 ◎資料発行 平成22年度 38回 平成23年度 20回	増加を目指します。	
市町村における子ども読書活動推進計画の策定率	平成22年度 47.5% 平成23年度 61.0%	85%以上	『第6次福島県総合教育計画（改訂版）』（平成25年3月）及び『福島県子ども読書活動推進計画（第2次）』（平成22年3月）掲載指標
図書館情報ネットワークシステムへの参加市町村数（横断検索）	平成22年度 8市町村 平成23年度 14市町村	23市町村以上	『福島県子ども読書活動推進計画（第2次）』（平成22年3月）掲載指標

[参考]

◆『第6次福島県総合教育計画（改訂版）』（平成25年3月）

- ・市町村における子ども読書活動推進計画の策定率 〈平成32年度目標値 90%以上〉 現況値（平成23年度）61.0%
- ・人口1人当たりの年間貸出冊数（公共図書館、公民館図書室） 〈平成32年度目標値 4.9冊以上〉 現況値（平成23年度）2.96冊
- ・県立図書館の貸出冊数 〈平成32年度目標値 増加を目指す〉 現況値（平成23年度）104,646冊

◆『福島県子ども読書活動推進計画（第2次）』（平成22年3月）

- ・市町村における子ども読書活動推進計画の策定率 〈平成26年度目標値 60%以上〉 当初値（平成20年度）18.6%
- ・県立図書館、市町村立図書館、私立図書館、公民館図書室における図書の県民一人当たりの個人貸出冊数 〈平成26年度目標値 4.3冊以上〉 当初値（平成20年度）3.79冊
- ・県立図書館による学校図書館への貸出冊数 〈平成26年度目標値 5,000冊以上〉 当初値（平成20年度）1,029冊
- ・図書館情報ネットワークシステムへの参加市町村数 〈平成26年度目標値 20市町村以上〉 当初値（平成20年度）7市町村



『福島県立図書館アクションプラン（第2次）』

[平成25年度～29年度]

発行 平成25年3月  
発行者 福島県立図書館  
〒960-8003  
福島県福島市森合字西養山1番地  
Tel.024-535-3220